教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成27年９月７日　　愛知県教育委員会

１　本籍地、氏名、生年月日
福岡県、中島かおり、昭和61年８月30日

２　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭１種免許状　保健、平20中１第2347号、平成21年３月20日、愛知県教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状　保健、平20高１第3601号、平成21年３月20日、愛知県教育委員会
⑶　養護教諭１種免許状、平20養１第0186号、平成21年３月20日、愛知県教育委員会

３　失効年月日　平成27年７月18日

４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長160㎝位、中肉、推定年齢50～60歳代、短髪白髪まじりの男性

上記の者は、平成27年６月11日午後３時20分、あきる野市戸倉1334番地檜原街道の橋脚の下で発見されました（死亡推定時期は平成27年２月頃）。遺体は身元不明のため火葬に付しました。心当たりの方は、当市健康福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成27年９月７日

東京都　　あきる野市長　臼井　　孝

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上（推定）の男性、身長172㎝、体格中肉、水色ウインドブレーカー、白色半袖シャツ、ストライプジャージ下、黒色スニーカー

上記の者は、平成27年７月18日午後５時10分、江戸川区北小岩８丁目北部公園緑地内で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

平成27年９月７日

東京都　　江戸川区長　多田　正見

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による蓮田都市計画事業野牛・高岩土地区画整理事業に係る平成27年７月３日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成27年９月７日

蓮田都市計画事業
野牛・高岩土地区画整理事業
施行者　白岡市
代表者　白岡市長　小島　　卓

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不詳（登記簿記載住所　東京都品川区東戸越五丁目10番地）
氏名　申　相　吉
住所　不詳（登記簿記載住所　北足立郡鳩ヶ谷町大字辻521番地）
氏名　木幡　秀男
住所　不詳（登記簿記載住所　大字高岩）
氏名　新井啓一郎
住所　埼玉県白岡市高岩497番地　ヴァンベール新白岡401
氏名　小倉　秀朗
住所　埼玉県白岡市高岩721番地２　アークプラザ新白岡402
氏名　折原　幸江
住所　埼玉県白岡市野牛1181番地
氏名　栁沼　千春
住所　埼玉県白岡市野牛1330番地１　ルネサンス　サンフェスタ103
氏名　浅水　寿子
住所　埼玉県白岡市野牛1330番地１　ルネサンス　サンフェスタ107
氏名　水野　博之

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、蓮田都市計画事業野牛・高岩土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

（教示）

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、白岡市を被告として（起訴において白岡市を代表する者は白岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを埼玉県白岡市野牛字沖ノ前1079番掲示場所において掲示しています。

公　示　送　達

下記に記載する建築物等については、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行のため、移転又は除却を必要としているが、その所有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第４項及び第５項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第１項の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

平成27年９月７日

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業
施行者　川西市
代表者　川西市長　大塩　民生

記

１　建築物等の表示

建築物等の所在地	建築物等の概要
川西市火打１丁目282番地 川西市火打１丁目283番地 川西市火打１丁目284番地 川西市火打１丁目285番地 川西市火打１丁目286番地 川西市火打１丁目296番地 川西市火打１丁目297番地	木造平家建　２棟（未登記、用途不明、約58㎡　１棟、約91㎡　１棟） その他工作物等一式

２　通知内容
移転又は除却期限　平成27年11月10日
摘要　　当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却する。
なお、当該建築物等の所有者は、期限までに自ら移転又は除却する意思の有無を施行者に回答されたい。
回答先　川西市キセラ川西整備部　キセラ川西推進室　地区推進課
（住所）　川西市中央町12番１号
（電話）　072―740―1214

３　教示
①　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に記載されています。）
②　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に川西市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
③　上記①の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に川西市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。